

認 定 書

国住指第1317号
平成15年7月25日

パシフィックリムキャビネット株式会社

代表取締役 ビル・ディウイニツ
様

国土交通大臣 林 寛子

下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 0605

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

造作用集成材（16mm）

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り



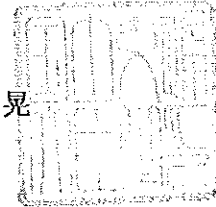
認 定 書

国 住 指 第 3998号
平 成 16 年 3 月 24 日

PACIFIC RIM CABINETS LTD.

President Bill DEWINETZ 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 1480

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面突板張/ミディアムデンシティファイバーボード (4.5mm)

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り



BCJ 評定-SH0001-01

評 定 書

PACIFIC RIM CABINETS LTD.

代表取締役 Bill Dewinets 様

財団法人 日本建築センター
理事長 立石 真

平成15年6月6日付けで、評定申込みのあった下記の件について、
当財団シックハウス対策建築材料評定委員会（委員長：田辺新一）に
おいて慎重審議の結果、別添評定報告書の通り評定します。

平成15年7月3日

記

件 名 両面メラミン含浸紙又は突板張／麦わら繊維板（16mm）
（パシフィックリムキャビネット製品）



財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan